第三　普及指導員の配置に関する基本的事項

一　普及指導員の配置

都道府県は、普及指導員が求められる役割を果たし、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題へ効果的に対応できるよう、経験豊富な普及指導員の再雇用等を進めるとともに、普及指導活動への理解醸成や社会的認知度の向上等を通じて新たな人材の確保や若手職員の意欲の向上を図ることにより、十分な人員を配置するよう配慮するものとする。

また、配置に当たっては、第四の二に示す普及指導員の専門性及び普及指導活動の手法に係る長期的な資質向上、普及指導員資格を有する者の計画的養成、組織的な機能の発揮等にも留意する。

なお、普及指導手当については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から運用するよう配慮するものとする。

二　農業革新支援専門員の配置

普及指導員のうち、高度な専門性や経験等を有し、各分野の普及指導活動を総括し、国や都道府県の試験研究機関や教育機関、行政機関、民間企業等との連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、食料システム関係者や他の都道府県との連携、普及指導員の資質向上を担う者を農業革新支援専門員として、主要な農政分野・技術分野ごとに配置するよう配慮するものとする。

また、農業革新支援専門員は、普及指導員と協力しつつ重点プロジェクトの推進に当たるものとする。

第四　普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

普及指導員に求められる役割を十分に発揮しつつ、第二の一に示す普及指導活動の基本的な課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、普及指導員の自己研鑽の促進及び研修の充実・強化に向け、次に掲げる事項に取り組むことを基本とする。

一　人材育成計画

研修に係る計画の策定及び実施に先立ち、中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、能力が継続的に習得されるよう、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた人材育成計画を策定するものとする。

二　向上を図るべき資質

普及指導員に求められる役割を発揮するため、スマート農業、気候変動への対応、有機農業等主要な農業技術、規模拡大や法人化等に要する農業経営及び農業・食品分野における知的財産保護・活用に関する高度な知識並びに効果的に普及指導活動を展開するためのファシリテーション等の能力（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る能力、食料システム関係者等地域内外の幅広い関係者と連携を構築する能力、地域農業・農村について実態や要望に基づいた将来展望の戦略を立案する能力等）については、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的な向上を図るものとする。

三　資質向上の方法

普及指導員は、試験研究機関、先進的な農業者、食料システム関係者・関係機関との交流等を通じた情報収集や、調査研究、自発的な能力向上の取組等により、幅広い専門的な知識及び技術の習得、関係者との人脈の形成を積極的に図るものとする。

普及指導員に対する研修については、国と都道府県との役割分担を踏まえ、職務経験並びに技術及び知識の習得状況に応じたものとなるよう計画的に実施するとともに、研修への参加を積極的に促すものとする。その際、普及指導活動経験の少ない普及指導員等の能力の向上を図るための体制の整備及び農業革新支援専門員の役割を担うことができる人材の育成に配慮するものとする。

また、経験豊富な普及指導員やＩＣＴ等を効果的に活用しつつ、計画的に集合研修、オンライン研修、ＯＪＴ、派遣研修等を行うほか、国や外部機関が行う研修等を普及指導員の資質の向上を図るために有効に活用するものとする。

第五　普及指導センター等の運営

普及指導センター等については、次に掲げる事項を基本として運営するものとする。

一　普及指導センター

普及指導センターについて、普及指導員の活動拠点としての機能を十分に発揮できるよう整備するものとする。また、普及指導センターが、農業者等のスマート農業、気候変動への対応、有機農業を始めとした農業技術及び農業経営に関する情報発信・相談窓口として、また、食料システム関係者・関係機関、試験研究機関や民間等の専門家、市町村や農業団体等の関係機関のハブ機関として機能するよう運営するものとする。その際、人事異動等によって普及指導員が培った普及指導に係る情報が途絶えないよう、必要に応じてＩＣＴも活用しつつ、情報の継承体制の構築を図るものとする。

二　農業革新支援センター

農業革新支援専門員の活動拠点として、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談への対応や、国や試験研究機関、民間企業、他の都道府県とのネットワークの構築及び新たな技術等に係る情報の集約整理等により、普及指導センターの活動を支援する農業革新支援センターを整備するものとする。

三　普及指導センター等の名称

一及び二の機関の名称が普及指導センター及び農業革新支援センターではない場合、当該機関の機能が農業者等に分かるよう配慮するものとする。

第六　農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

農業者研修教育施設の運営に当たっては、都道府県内の地域農業の状況を踏まえ、普及指導センターや農業革新支援センター、試験研究機関、関係機関等と連携し、卒業後に就農する学生や社会人を含む幅広い世代の就農希望者の増加に資する取組を着実に実施できるよう次に掲げる事項を基本として行うものとする。

一　研修教育の内容の充実強化等

農業者研修教育施設については、就農希望者、青年農業者等に対する都道府県における中核的な教育機関として、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、栽培知識・技術の習得を基礎とした上で、先進的な農業経営者等による出前授業、現場での実習、農業生産工程管理（ＧＡＰ）、農産物輸出及び経営管理に関する教育並びに企業並びに教育機関及び研究機関と連携したスマート農業技術及び有機農業を含む環境と調和のとれた農業に関する研修を始めとした、実践的・発展的な教育内容の充実強化を進めるとともに、そのための機械・設備の導入や施設の整備を進める。

二　就農支援の取組の推進等

農業者研修教育施設においては、学生等のニーズや地域の農業実態等に応じた支援を行うこととする。農家出身でない学生や学生の雇用を希望する法人が増加していることを踏まえ、雇用就農を円滑に推進するため、法人の労働環境や経営状況等に鑑みた就農相談や農業法人等とのマッチングを行う。また、親元就農や新規参入を目指す学生も含め、普及指導センター等の関係機関との連携等により就農支援の取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう、継続的な支援を行うものとする。

三　農業高校等の生徒への研修機会の提供等

農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業者研修教育施設において農業高校や普通高校等の生徒に対する研修の機会の提供等を行うものとする。

四　社会人等への研修機会の提供等

農業者研修教育施設は、社会人を含む幅広い世代の就農を促進するため、都道府県の他の研修機関等との連携・役割分担の下、社会人等に対する研修の機会の提供等を行うものとする。